

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込							
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
障害福祉サービス等	(1) 訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。	現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害者の重度化・高齢化による利用時間の伸びや新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。	係数:身・知・精	時間	83,973	84,807	86,249	87,715	89,206	90,723	92,265	93,834	95,429		
						利用者数	622	627	638	649	660	671	682	694	706		
		重度訪問介護	常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的に行います。		係数:身・知	時間	501,676	508,498	514,600	520,775	527,024	533,348	539,748	546,225	552,780		
						利用者数	192	187	189	191	193	195	197	199	201		
		行動援護	外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護などを提供します。		係数:知	時間	11,251	10,554	10,860	11,175	11,499	11,832	12,175	12,528	12,891		
						利用者数	28	27	28	29	30	31	32	33	34		
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。		係数:身	時間	33,810	35,607	36,390	37,191	38,009	38,845	39,700	40,573	41,466		
						利用者数	179	188	192	196	200	204	208	213	218		
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。			時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
					訪問系サービスの合計			時間	630,710	639,466	648,099	656,856	665,738	674,748	683,888	693,160	702,566
								利用者数	1,021	1,029	1,047	1,065	1,083	1,101	1,119	1,139	1,159

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込					
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害福祉サービス等  (2) 日中活動系サービス		生活介護	常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は、区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は、区分3以上)が対象者となります。	現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と重度化が進んでいることなどを踏まえて利用者数を見込みます。	係数:身・知	利用者数	1,372	1,375	1,392	1,409	1,426	1,443	1,460	1,478	1,496
		自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練を行います。	市内には自立訓練(機能訓練)を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ通院している障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。	市内事業所がないことから横ばいを見込む、最大値 8で見込む R1:6 R2:4 R3:8	利用者数	8	7	8	8	8	8	8	8	8
		自立訓練 (生活訓練)	知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	現在の福祉施設を利用している知的障害者などの利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。	H30:125 R1:136 +9 R2:136 +-0 R3:159 +23 R4:178 +19 過去4年増加平均12 就労移行とセットで考える事業所が増加 就労移行増加係数10のうち半分が利用=係数5	利用者数	159	178	183	188	193	198	203	208	213
		就労選択支援	特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	特別新学校卒業見込み者数等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法等を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った進路を案内します。	・特別支援学校卒業見込み者数(R5年度)生数-56人(東特支7人、西特支49人) ・就労移行支援利用者-10人 R1:392 R2:391 -1 R3:407 +16 R4:423 +16 過去4年増加平均10 ・就労継続支援A型利用者-22人 R1:149人 R2:164人 +15 R3:184人 +20 R4:217人 +33 過去4年増加平均22 ・就労継続支援B型利用者-59人 R1:1,480人 R2:1,453人 -27 R3:1,532人 +79 R4:1,658人 +126 過去4年増加平均59 10+22+59-56=35(重複の卒業見込み者を除く) 60+35=95人 ※R7年10月施行	卒業生数	—	—	—	—	95	95	95	95	95

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込										
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11					
障害福祉サービス等	(2) 日中活動系サービス	就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、退職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	一般就労等に向けて、一定期間(標準期間24か月)、事業所における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込みます。	利用者数														
		就労継続支援(A型)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。			利用者数														
		就労継続支援(B型)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。	通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。	現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等を踏まえて利用者数を見込みます。	利用者数														



分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込							
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
障害福祉サービス等	(2) 日中活動系サービス	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち一定数が本サービスを利用することを見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。	就労移行とのバランス R4:就労移行数*156/423 で算出	利用者数	139	156	160	163	167	171	174	178	182		
		療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。	現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における18歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。	横ばい	利用者数	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	
		短期入所(福祉型)	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。	現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、障害者の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。	横ばい	利用者数	280	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
						延利用日数	15,435	17,193	17,193	17,193	17,193	17,193	17,193	17,193	17,193	17,193	17,193
		短期入所(医療型)	利用者数及び量の見込みを設定する。	利用者数及び量の見込みを設定する。	横ばい	利用者数	80	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
						延利用日数	1,912	1,711	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912
	(3) 居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	ひとり暮らしをするには不安のある知的・身体障害者または精神障害者に対し、グループホームで日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行が進むことや、市が共同生活援助(グループホーム)の整備の促進を今後の主要な取組と捉えていることなどを踏まえて、利用者数を見込みます。	係数:身・知・精	利用者数	885	920	936	952	968	984	1,001	1,018	1,035		

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込							
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
障害福祉サービス等	(3) 居住系サービス	施設入所支援	令和四年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和八年度末において、令和四年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することとし、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。	介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	令和5年度(2023年度)末までに、平成31年度(2019年度)末時点の施設入所者の6%以上が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和5年度(2023年度)末の施設入所者数が令和2年度(2020年度)末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。	死亡が増、施設人材不足により補填をしないので微減傾向ここでは横ばいとする	利用者数	376	364	363	363	363	363	363	363	363	363
		自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	福祉施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。	平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであり、ひとり暮らしへの移行希望者のうち一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。		利用者数	29	40	41	42	43	44	45	46	47	
		計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。	障害福祉サービス及び地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。	年2%増 市計画 R4:2514の2%=50人 R7以降は年50人の増 R5.6は横ばい	利用者数	2,494	2,514	2,514	2,514	2,564	2,614	2,664	2,714	2,764	

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込					
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害福祉サービス等	(4) 相談支援	地域移行支援	施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について一定の期間(標準期間6か月)必要な支援を行います。	福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。	にも包括など相談体制の整備に伴い増加傾向 徐々に体制が整備される年1増	利用者数	16	16	17	18	19	20	21	22	23
		地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について一定の期間(標準期間6か月)支援を行います。	地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。	横ばい 自立生活援助に流れる傾向 R4.R3の平均3.5 R5以降3	利用者数	5	2	3	3	3	3	3	3	3
	保サ社への1サ5たビ1めスビ障の量ス害方確の福	①訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。 ②日中活動系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、利用者のニーズ等の把握に努め、日中活動事業を促進するなど体制の充実を図ります。 ③居住系サービスについては、障害者の地域移行を促進する観点から、地域における居住の場としての共同生活援助(グループホーム)の整備の促進を図ります。特に重度・重複障害者が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を目指します。													
地域生活支援事業	(1) 必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	市では障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害者理解の推進に取り組んでおり、今後も障害理解のための周知イベントの開催や広報、市のホームページ、ガイドブック等を活用した啓発活動を継続的に行っていきます。											
		自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。											



分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込						
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
地域生活支援事業	(1) 必須事業	相談支援事業	<p>障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>また、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。</p>	<p>市域が広い八王子市において、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を5箇所設置しています。また、現在のところ障害者福祉課を相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援の充実を図ります。</p> <p>また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を継続していきます。</p>		相談支援事業所相談延件数	33,649	29,273	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
		成年後見制度利用支援事業	<p>障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を利用することが必要である障害者が、補助を受けなければ制度の利用が困難な場合、申立てに要する費用及び後見人等の報酬等を助成します。</p>	<p>成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の適切な活用と、パンフレット等による周知を図っていきます。</p>	【後見R5見込の積算】 ・過去3年(R2~R4)÷3 ・(12件+12件+4件)÷3=9.33⇒端数切り上げて10件 ・後見は毎年1件増と見込む	申立て件数	12	4	10	11	12	13	14	15	16	
		意思疎通支援事業	視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通が困難な障害者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳協力者及び要約筆記協力者の養成・派遣や、盲ろう者向け通訳・介助者の養成を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組めます。	手話通訳協力者、要約筆記協力者及び盲ろう者向け通訳・介助者の養成と登録者数・派遣件数の増加を図り、情報保障の充実を図ります。	手話通訳講習会修了者数(初級手話講習会)	60	67	70	70	70	70	70	70	70	70	70
					手話通訳講習会修了者数(中級手話講習会)	26	41	45	45	45	45	45	45	45	45	
					手話通訳講習会修了者数(手話通訳者養成コース入門)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
					手話通訳講習会修了者数(手話通訳者養成コース)	6	5	6	6	6	6	6	6	6		
					手話通訳・要約筆記協力者等延派遣件数	4,709	6,202	6,500	6,500	6,500	6,500	6,600	6,600	6,600		
					手話通訳協力者登録者数	34	33	37	37	37	37	37	37	37		
					要約筆記協力者登録者数	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
					盲ろう者向け通訳・介助者登録者数	15	13	13	13	13	13	13	13	13		

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込					
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域生活支援事業	(1) 必須事業	日常生活用具給付事業 (給付件数)	重度障害者に対し、障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付します。	日常生活用具を必要とする障害者等に対して、適切な給付を行うことで、日常生活上の便宜を図ります。障害者の重度化・高齢化により、件数の増加を見込みます。	【日生具見込の積算】 ・身体手帳の6年間(H30～R4)の増加率が0.5% ⇒6年後0.5%増加見込で積算する (参考:愛の手帳は6年で17%増。愛の手帳を含むと増加しすぎ。身体手帳にみとす) 【R5見込積算】 ・自立支援協議会モニタリング数字 ・原則、過去3年(R2～R4)÷3年で算出 ・数字が減少する場合は、R4と同数とする	介護・訓練支援用具	43	42	45	46	46	46	46	46	46
						自立生活支援用具	86	69	84	85	85	85	85	85	85
						在宅療養等支援用具	94	91	91	92	92	92	92	92	92
						情報・意思疎通支援用具	199	163	213	215	215	215	215	215	215
						排泄管理支援用具	13,810	14,066	14,066	14,078	14,090	14,102	14,114	14,126	14,137
						・6年毎に0.5%増と見込む ・小規模改修は、1人1回の給付。	小規模住宅改修費	7	9	9	10	10	10	10	10
		移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等(同行援護に該当する視覚障害者を除く)の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。	地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。	係数:知・精	利用者数	638	638	667	697	728	761	795	831	868
						延利用時間数	70,672	73,817	77,139	80,610	84,237	88,028	91,989	96,129	100,455
						I型の相談件数	527	1,025	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200
							III型の延利用者数	3,212	4,130	4,200	4,200	4,200	4,200	4,300	4,300
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。	個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会や、社会との交流の場を提供しており、今後も相談件数や利用者数の増加を見込みます。		I型の相談件数	527	1,025	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200		
				III型の延利用者数	3,212	4,130	4,200	4,200	4,200	4,200	4,300	4,300	4,300		
(2) 任意事業	訪問入浴サービス事業	家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害者に対し、入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。	障害者の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。	【R5見込の積算】 ・過去2年実績(R3～R4)÷2 = (※R3制度改正後の実績÷2年で算出) 【R6見込の積算】 ・60人(実利用数)×44日/年 =延2,640人 ※年間44日⇒過去の平均利用率が3.7/月。3.7/月×12か月=44.4日/年とする R7以後、実利用人数は、毎年2名増を見込む 【R7見込の積算】 ・62人(実利用数)×44日/年 =延2,728人	延利用者数	2,514	2,479	2,496	2,640	2,728	2,816	2,904	2,992	3,080	



分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込						
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
地域生活支援事業	(2) 任意事業	自動車運転教習費	心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。	出前講座や特別支援学校での説明会等で引き続き制度の周知を図ります。		助成件数	7	7	7	8	8	8	9	9	9	
		自動車改造費助成事業				助成件数	8	3	6	7	7	7	8	8	8	
		点字広報等発行	文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「広報はちおうじ」や「市議会だより」など市が提供する各種の情報について、点字化や音声化を進めます。	市が提供する情報について、点字化や音声化を進めるとともに、音声コードや音声読み上げソフト等の周知を図ります。加えて、市のホームページにおける音声ファイルの提供を推進するなど、視覚障害者の情報入手の幅を広げます。		部数	873	833	881	900	900	900	1,000	1,000	1,000	
		声の広報等発行				部数	2,589	2,757	2,964	3,000	3,000	3,000	3,200	3,200	3,200	
		障害者日中一時支援事業	介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的な休息を必要とする場合に、障害者を一時的に施設で預かり、必要な保護を行う日帰りショートステイを実施します。	障害者の家族の高齢化により居宅介護が一時的に困難になることや、介護者の休息が必要となる場面が増えることを見据え、利用増を見込みます。	横ばい	延利用者数	1,353	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	(3) 地域生活のための支援方策見込量確保	①サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。 ②関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。 ③事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。 ④地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権の擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会において検討していきます。														
(障害児福祉計画)	(1) 障害児支援のサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。	利用者数	R1:350 R2:412 +62 R3:510 +100 R4:713 +203 障害者増加率1.017	510	713	725	737	750	763	776	789	802

分野	国の基本方針	項目	事業内容	市の基本的な考え方	サービス見込量の根拠	単位	実績			サービス量の見込						
							R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
(障害児福祉計画)  (1) 障害児支援のサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	放課後等デイサービス	就学している障害児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。	近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。	R1:1068 R2:1087 +19 R3:1170 +83 R4:1370 +200 障害者増加率1.017	利用者数	1,170	1,370	1,393	1,417	1,441	1,465	1,490	1,515	1,541	
	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	市では保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施していることにより、サービスの周知が広がった。これにより利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。	R1:18 R2:92 +74 R3:142 +50 R4:165 +23 障害者増加率1.017	利用者数	142	165	168	171	174	177	180	183	186	
	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。	平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであるが、市内に事業所がなく、利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。		利用者数	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。	セルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量を見込みます。	年1%増 市計画 R4:330の1%=3.3人 R7 以降は年4人の増 R5.6は横ばい	利用者数	299	330	330	330	334	338	342	346	350	
(2) のためのサービス量確保	①障害児の家族等に対してサービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。 ②関係機関との情報共有により、的確にニーズを把握し、サービス提供体制の整備を推進します。 ③障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切な療育につなげていきます。															